

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
	/						
起 案 日	令和3年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四十万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和3年9月22日(水)		
				会議時間	14時00分～15時40分		
出席委員	委 員 長 松 浦 伸			委 員 西 尾 祐 佐			
	副 委 員 長 寺 尾 真 吾						
	委 員 宮 崎 努						
	委 員 川 村 一 朗						
	委 員 安 岡 明			欠席委員			
	委 員 垣 内 孝 文						
その他	議 長 小 出 徳 彦			委 員 外 議 員 谷 田 道 子			
	委 員 外 議 員 廣 瀬 正 明			委 員 外 議 員 川 淵 誠 司			
	委 員 外 議 員 大 西 友 亮						
執行部出席者	財政課長 田 能 浩 二			支所長兼地域企画課長 篠 田 幹 彦			
	地震防災課長補佐 濱 町 一 幸						
	" 地震防災係長 有 光 浩						
	税務課長 村 上 正 彦						
	税務課長補佐 橋 田 慎 也						
" 市民税係長 宮 崎 智 也							
事務局	事 務 局 長 西 澤 和 史						
	事 務 局 長 補 佐 桑 原 由 香						
記 録							
<p>令和3年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案6件及び陳情1件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第 22 号議案「四万十市税条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：村上税務課長】

これは、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法等が改正されたことから、本条例の一部を改正し規定を整備するもの。

市民税関係では、個人住民税の均等割、所得割、非課税限度額等における、国外居住親族の取扱いの見直しとして、四万十市税条例第 24 条第 2 項、第 36 条の 3 の 3 の第 1 項、附則第 5 条第 1 項の改正となる。

これは、個人市民税の均等割または所得割の非課税の範囲を判定する際に用いる扶養親族について、原則、30 歳以上 70 歳未満の国外に住んでいる居住親族が控除の対象外になったことによって規定の整備を図るもの。ただし、例外として留学ビザのコピーを提出した者、障害者控除を受けている者、送金関係書類において 30 万以上の送金が確認できる者は、その適用の対象外。

次に、条例第 34 条の 7 第 1 項の改正は、特定公益増進法人等に関する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しを行う改正。税額控除の対象となる当該寄附金について、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外するもの。なお、特定公益増進法人というのは、公益法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与する法人となっており、社会福祉法人や独立行政法人、学校法人などが当てはまる。

次に、市条例附則第 6 条では、個人住民税におけるセルフメディケーション税制の見直しの延長に伴う改正。俗に言う薬局で買う薬などの、医療費控除の部分。これは個人市民税の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、本特例に対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上で、適用期限を令和 4 年度から令和 9 年度へ 5 年間延長するもの。

次に、固定資産税関係で、附則第 10 条の 2 第 15 項では、生産性革命の実現に向け設備投資された中小企業等の償却資産等に関わる課税標準の特例措置の延長に伴い改正となっている。当該特例措置の適用となる期限を 2 年間延長するもの。

産業競争力強化法の一部を改正する法律が成立したことにより、令和 3 年 6 月 16 日に生産性向上特別措置法は廃止された。改正後の中小企業等経営強化法に根拠法令が移管されたことによって、改正となったもの。

【質疑：西尾委員】

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例。これ 4 年から 9 年になるということだが、なぜか。

【答弁：村上税務課長】

療養給付に対する効果が低いものを除外して、効果が高いものを、新しく認めたことによつて、5年間延ばしたのではないかと推測する。

— 小休 —

— 正会 —

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第23号議案「四万十市固定資産税の課税免除に関する条例」について審査を行った。

【説明：村上税務課長】

これは、四万十市固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例で、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、過疎地域内の産業の振興をより効率的、効果的に促進するために、地域企業の持続性を高める観点から、旧制度を見直すこととした上で、同法に基づき、固定資産の課税免除の対象となる業種及び設備投資の追加並びに適用期限の延長などを定め、現行条例を全面改正するもの。第1条では、対象施設、業種の追加で、旧条例の製造業、農林水産物等販売業もしくは旅館業に加えて、情報サービス業等を追加している。第2条では、対象となる設備投資の追加で、旧条例では、新設、増設のみだったものを、取得又は制作もしくは建設として、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事が適用となっている。ただし、資本金額が5,000万円を超えるものは、法人は、新設、増設のみとなっている。また、取得価格の要件として、旧条例では取得価格の合計額が2,700万円を超えるものとしていたものを、製造業、旅館業では資本金5,000万円以下の場合、取得価格の下限を500万円、資本金5,000万円を超え1億円以下の場合、下限を1,000万円、資本金1億円を超えた場合は、取得価格の下限を2,000万円としている。

また、農林水産物等販売業では、取得価格の下限が500万円となっている。これは全体的に取得価格の金額が緩和されているもの。

第3条では、適用期間を3年間延長し、令和6年3月31日までとなっている。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第27号議案「四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」の審査を行った。

【説明：篠田総合支所長兼地域企画課長】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、令和3年4月1日から施行となっている。これまでの過疎対策については、昭和45年以来4度にわたり特別措置法が制定されており、今回は5次。この計画は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決

を経て定めることができるとされている。

この持続的発展方針は、高知県の方針で、その方針に基づき四万十市で、市町村計画を策定しており、今回議会の議決を求めるもの。

法律は、令和13年3月31日までの10年間だが、計画書については、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画。この計画の中身は、四万十市の基本的な事項のほかに移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、交通手段の確保等で構成されている。この計画を策定していると、過疎債を活用することができるということになっている。ただ、法律に基づき持続的発展に資するための計画であるので、過疎債を活用する予定がない取組み、そういった事業も、記載させていただいている。なお、この計画については本議会で議決をいただくと、直ちに公表し、国に計画書を提出するという運びとなる。

【質疑：宮崎委員】

これを見ると西土佐地域みたいだが、中村地域でも、富山など過疎で手助けがいるようなところがあるが、西土佐地域だけ指定されるというのはどうしてか。

【答弁：篠田総合支所長兼地域企画課長】

まず、西土佐地域が指定されたということについては、以前西土佐村当時から、過疎地域の指定を受けていた。合併前の旧市町村で一定の要件を満たす場合は、一部過疎という指定となる。この要件は人口要件と財政力の要件がある。人口要件の中では、人口の減少率、昭和50年から平成27年までの40年間、人口が28%以上減少しているということが一つの要件。四万十市全体でいうと、減少率は13.3%。一方、今回の一部過疎の西土佐地域においては、減少率が43.3%ということで、要件に当てはまる。財政力指数は、3年間の、四万十市の平均は0.35。四万十市全体の過疎地域の指定はできるかということについては、人口の減少率で、指定が出来ないということになる。ただ合併前の旧市町村単位でいくので、四万十市の一部ということで西土佐地域となる。例えば富山だけを切り取って地域指定ということにはならない。

【質疑：宮崎委員】

合併は、期間の定めはあるのか。旧下田町や旧富山村も合併してきたところで、全体的に過疎の状態ではないか。

【答弁：篠田総合支所長兼地域企画課長】

合併は平成14年4月以降の合併。

令和3年4月1日に、これは総務省だったと思うが、官報に四万十市西土佐区域と指定がされたもの。

県内では、今回の四万十市のように一部過疎という市町村が7団体ある。

【質疑：小出議長】

これまで昭和45年から4回の改定を受けて今回5次の改定。これまでは過疎債についても、本市は西土佐分があり、かなり有利な起債ということでいろんなインフラ整備が進ん

できたが、今回この計画書を見るとかなり多岐にわたって細かい計画まで入っている。

これまで以上に過疎債を使う枠が広がったのか、可能性が増えたのか。それは変わらずに計画の中が細かくなったのか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

過疎債の枠については従前と変わりないと伺っている。ただ前回の計画の途中からだったと思うが、ソフト事業にも起債が打てるようになった。ある程度の限度額があるようだが、そういったことは今後も引き継がれるようだ。

実際の事業計画については、議会の議決を要するものではないので、財源に見合う事業について、過疎債の充当も含めた計画書は、毎年、事業計画書を策定するという事になっている。

【質疑：西尾委員】

この持続的発展計画書、5次ということだが、大きな変更点はあるのか。また、これは職員の方が作ったのか、どれぐらいの期間で作ったのか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

前回の第4次の過疎地域自立促進特別措置法と今回の持続的発展の支援に関する法律の違いは、この計画の中身に、これまでなかった人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用の促進等を項目として追加するということが言われており、県の方針に基づき、市も計画の中にも盛り込ませていただいたもの。

これは関係課と協議し、共同で作成し、それを地域企画課で取りまとめた。期間は本年の2月ぐらいからは基本的な準備を始め、県から6月あたりに照会もあった。それから本格的な作成に入ったので、実質かかった期間としては、トータルで三、四か月。

基本的には市の総合計画、また、まち・ひと・しごとの総合戦略に沿った計画にさせていただいている。また産業振興計画も同じで、特別に過疎地域として、計画を定めているということではなく、市の全体の計画の中で、西土佐地域の過疎地域の持続的発展に資する事業ということで、ピックアップさせていただいたので、これに取りきっての計画を作っているということではない。

【質疑：西尾委員】

改善等は年に何回か確認しているのか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

この計画書自体は5年間なので、その5年のうちにどれだけ進捗しているかというチェックも当然、必要になってくると思っている。

なお、この本文の中で、例えば、交通施策が変わったり、再生エネルギーの活用のやり方が変わったり等、重要な部分になると、以前の法律では、変更を議会に認めてもらう必要があった。今回の法律については、その詳細がまだ示されていないが、本文の重要な変更については、これまで同様、議会の議決が必要になってくるのではないかと考えている。

毎年度の事業計画については、それぞれ予算要求時のことも踏まえて提出するようにな

っているので、事業費については、そちらの事業計画で毎年度チェックしていくことになる。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 28 号議案「辺地総合整備計画を定めることについて」及び第 29 号議案「辺地総合整備計画の変更について」の審査を行った。

【説明：田能財政課長】

辺地総合整備計画については、昨年の 12 月議会において、本年度から令和 7 年度までの 5 か年の計画を提案し議決をいただいている。

その後、国の防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策というものが閣議決定され、今後の重点施策として示された。それを受け、特に本市の防災・減災対策における課題の一つでもある、市道の橋梁等の長寿命化対策に当たり、辺地対策事業債をできるだけ活用しておこうということで、今回、計画に当該事業費を追加、修正するもの。

第 28 号議案の田野川辺地については、昨年の提案のときには事業がなかったので計画書は提案していないが、今回道路メンテナンス事業が田野川地区でもあるので、新たに計画を策定したもの。第 29 号議案については、それぞれの該当辺地において、道路メンテナンス事業を追加し計画を変更しているもの。

【質疑：垣内委員】

そもそもこの辺地というのは、どういう定義か。

【答弁：田能財政課長】

辺地地域と過疎地域は、若干混同するところもあるかと思うが、辺地地域というのは、例えば、交通条件や自然的な条件、あるいは文化的な条件、そういった条件のもと、基本的には住民の生活に関わる部分が一般的な水準よりも低いとされる地域が辺地地域。過疎債と違うのは辺地地域は、基本的には大字単位で地区を指定するようになる。過疎債は市町村単位での指定になる。本市の場合は、大字単位でも近隣の地域性が似ているところはまとめて構わないということになっているので、例えば富山の東部を一つの辺地として計画をつくっているという状況。辺地地域というのは、基本的な住民生活に着目しているので、例えば市道の改良等、住民生活に直結するような整備に対し、辺地債を活用できるというもの。一方、過疎債も辺地と基本的には同じで、住民の生活に関するものが、全国水準より低いという点があるが、もう一つ過疎債の特徴的なのは、産業面。人口が減ることで地域の活性化がなかなか難しいということで、過疎債についてはそういった産業振興に係る事業に対しても起債を活用できる。辺地債はそういった産業振興に係る部分の事業には活用できない。

【質疑：垣内委員】

旧中村市の地区では、九つが辺地ということで、西土佐の辺地が 4 集落あるが、重複し

てもいいのか。

【答弁：田能財政課長】

過疎地域と辺地地域が重複するのは構わない。辺地度点数という点数があるが、この点数が100点以上になる地域が辺地地域。この点数をどうはじくかという、例えばその地域の中心地から最寄りのバス停までの距離、小学校、中学校、高校の通学距離、病院までの距離、市役所までの距離、新幹線の駅までの距離等いろいろあるが、その点数が100点以上にならないといけない。西土佐地域の全域が過疎地域だが、中心の江川崎あたりは、辺地地域ではない。その周辺の地域が辺地地域ということで、東部、西部、南部、北部という区分にしている。

【質疑：垣内委員】

中村地域は九つあるが、これ以外の辺地はないのか。

【答弁：田能財政課長】

今回、田野川辺地を入れたので、現在辺地地域として指定できる地域については全て計画を上げている。なお、現在、中学校の再編が行われている。中学校の再編によって、中学校が休校になった場合、例えば中筋地域については、中村西中への通学になるので通学距離がかなり増える。中学校再編により辺地地域になり得る地域が今後出てくるということはある。

【質疑：川村委員】

過疎債と辺地債の、地方交付税で算入してもらえる、その割合は。

【答弁：田能財政課長】

まず辺地債が、充当率は100%で、交付税への算入率は80%。元利償還金の80%が、当該年度、交付税に算入される。過疎債は、同じく充当率は100%で、交付税への算入率は70%。辺地債のほうが、僅かにいい起債。

【質疑：川村委員】

変更前が約20億円、それが約35億円に変更しているが、この金額に制限はないのか。市の財政力によって、投資できるというところに重きを置いて有利な起債を打てるということで変化をしたわけか。

【答弁：田能財政課長】

この辺地計画を上げる事業費に対する制約はない。四万十市における今後5か年の各課が抱えている計画事業をヒアリングし、辺地債が活用できる事業を基本的には計画書に全て上げている。ただ、実際は、年度年度の辺地債の配分額があるため、その配分額も見ながら、事業は進めていく。ちなみに前回の5か年の計画の実施率は計画事業費に対し、実績は70%ぐらいになっている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決した。

●次に、追加提案された第32号議案「動産の買入れについて」の審査を行った。

【説明：田能財政課長】

スクールバス、29人乗りのマイクロバス3台の購入にかかるもので、予定価格が2,000万円を超えているので、議案として提案しているもの。

今回、指名業者数は4者。入札の状況は、4者から応札があり、最低価格の事業者が落札している。落札率は72%。

【質疑：宮崎委員】

金額は税込みか。

【答弁：田能財政課長】

税込みの額。

【質疑：西尾委員】

こういったものの入札は、最低価格はないのか。

【答弁：田能財政課長】

物品、製造の場合は最低制限価格はない。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、陳情受理番号第2号「下田地域唯一の指定避難所（下田中学校）の施設存続・維持について」の審査を行った。

まず、地震防災課から、避難所機能に関する今後の課題と対応について説明を受けた。

【説明：有光地震防災課係長】

大学誘致に伴い、下田中学校の避難所において、市として考えている課題が四つほどあった。まず一つ目は、避難所の利用可能スペースの確保について。下田中学校の想定避難者数、これは南海トラフの発生時の最大規模の地震が発生した場合の想定人数で、約1,000人を見込まれている。現在、下田中学校だけでなく、近隣のいやしの里やオートキャンプ場のとまろっとななどの協定施設を含め、1,223人が今現在確保している避難スペースでの、受入れ可能人数。しかし、今後、大学誘致に伴い、中医学研究所の改修、下田中学校校舎、体育館の改修、新設の校舎建築等、時間軸により、避難スペースが変化してきている。中医学研究所は、本年の11月から来年の4月にかけて改修工事予定で、その間この中医学研究所が、使用出来なくなり収容可能人数が減るが、何とかカバーできる見込み。来年の5月から3月にかけて、現在の下田中学校の校舎、体育館の改修、新築工事等をあわせて行うので、敷地内全ての建物が避難施設として使用出来なくなる。その間については、783人しか、避難可能にならないという想定。一方大学開学後は、新設の校舎が2棟増えるので、今までよりも避難可能スペースが増え、計算上1,636人の方が、避難可能と見込まれている。しかし、大学には、学生や教職員の方などもおられるので、最大で400人という数字が見込まれている。ということは1,000人プラス400人で1,400人の方が、発災時に

避難することが見込まれるが、開学後は、その人数を上回るスペースがとれるので対応可能ではないかと思っている。一時的に校舎、体育館の改修中に、約 200 人の方が受入れ困難という見込みとなっているので、対策としてテントを活用した、避難者のスペースの確保を今のところ考えている。当然長期間の避難になると、お年寄りの方などはテントでの避難生活は心身ともに負担が生じるかと思うので、その際には、避難所の運営ルールの中で、どういった方にこのテント泊をしていただくのか、今後検討していく必要があるのではないかと考えている。発災後、道路の寸断等が想定されるが、県の道路啓開計画では 3 日程度で道路啓開が完了すると見込まれているので、他の避難所への移送もあわせて検討していきたいと考えている。2 点目の課題はヘリポートの確保。現在下田中学校グラウンドがドクターヘリのランディングポイントとなっているが、校舎の建設工事が始まる時点で、ヘリポートとして活用が出来なくなることが見込まれているので、その代替施設として土佐西南大規模公園のソフトボール場を使用することができるよう、高知県と調整をしている。ソフトボール場は非常に広い施設で、今までより大型のドクターヘリだけでなく、県の消防防災ヘリも離着陸が可能になるので、こういった面では、下田地区にとって、防災機能が向上するものと考えている。

課題の 3 点目だが、現在、体育館の中に備蓄倉庫と多目的室がある。多目的室は平常時は学童保育の部屋として使用し、風水害時の避難所として下田中学校を開設する際には避難スペースとして活用している。体育館内の備蓄倉庫については地区に管理していただいている部分もある。この備蓄倉庫と多目的室については、できるだけ機能を維持してほしいという御要望をいただいているので、現在の下田中学校の駐車場のエリアの中に、何とか収まらないかと検討を進めているところ。

4 点目は、大学施設を避難所として使用するための協議調整というものが必要になってくる。民間法人の施設を避難所として使用するに当たっては、開設期間や開設スペース等、大学側と調整をしなければならないと思う。また下田地域は津波によって、一定孤立することも十分想定されるので、地域の方が主体となって避難所運営していくことが前提になると思うので、実際に避難所生活を中心になって運営していただく区長さんや自主防災組織の方々と、いろいろと協議を重ね、大学との調整についても一緒に取り組んでいきたいと考えている。

市は、随時、地元の区長さんや自主防災組織の方々と、いろいろな協議、検討を重ねている。地域の避難所運営に関する検討委員会を令和 3 年 9 月 6 日の意見交換会の際に、立ち上げていただき、昨日はその検討会の中で選任いただいた委員長、副委員長、4 名おられるが、その 4 名と、市の地震防災課、まちづくり課で、避難所運営等に関する意見交換をさせていただき、今後、継続的にその検討を重ね、地域と市の大学側に対する要望等を取りまとめ、大学側と協議を進めていきたいと考えている。

— 小休 —

○協議、討論

— 正会 —

【安岡委員】

これは「施設の存続・維持」という文言。これを見たら、これはもう下田中学校の体育館をそのまま使いたいという意味になる。だから趣旨採択も必要ないのではないか。話し合いをして、これから協議を進めようということなのだから。

— 小休 —

○協議、討論

— 正会 —

【松浦委員長】

小休中に、様々な議論をしていただいた。この文面を個人で判断して賛成、反対ということで採決したいと思う。

(異議なし)

審査の結果、挙手採決し、賛成少数で陳情受理番号第2号は不採択と決した。不採択とする理由については、委員長報告の中で述べることとし、文言については正副委員長に一任した。

●事務局より報告事項

— 小休 —

○議員全員配付の資料の説明

— 正会 —

■委員長報告については、正副委員長に一任し、委員会を終了した。